

(7) 無償資金協力（うち政府間で交換公文を締結するもの）

府省名	外務省	組織	外務本省	会計	一般会計	項	経済協力費
						目	政府開発援助経済開発等援助費
調査対象予算額		令和 6 年度：156,200百万円の内数 (参考 令和 7 年度：151,440百万円の内数)				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 無償資金協力には、独立行政法人国際協力機構（JICA）が施設の建設や機材の調達を行うもの（以下「JICA実施」という。）と、機動的な実施の確保などのために**外務省が実施に必要な業務を直接行うもの**（以下「外務省実施」という。）がある。今回の調査は、無償資金協力のうち、政府間で交換公文を締結するものを対象とする。

実施主体	具体的案件の概要
JICA実施	○開発途上地域の経済社会開発に係る施設整備・機材供与・役務等に必要な資金を、当該国政府に対して供与。（比較的大型の案件が中心） ○開発途上国政府の経済社会開発計画（貧困削減など）の推進に必要な資金を、当該国政府に対して供与。
外務省実施	○開発途上地域の経済社会開発に係る施設整備・機材供与（食糧を含む）・役務等に必要な資金を、当該国政府に対して供与。（比較的小型の案件が中心）

【JICA実施】

- 外務省からJICAに交付された資金は、**JICAが相手国政府に支払うまでの間**、「独立行政法人国際協力機構法（JICA法）」に基づき、**JICAが管理する**（以下「支払前資金」という。）。
- この支払前資金については、進捗の見通しが立たない案件であっても**相手国が中止に同意しない限りはそのまま保持するほかなかったところ、JICA法改正により、令和7年度に初めて50億円程度が他の案件に活用可能となる見込**である。これに関し、**更なる活用の可能性について調査を行う**（調査1）。
- そのほか、特に**複数年にわたり実施される案件については**、外務省からJICAへの交付が決定されたものの、案件の進捗が遅れた結果、**JICAへ交付されず外務省に残存している資金**（以下「JICA交付前資金」という。）がある。このうち、**令和6年度以前に実施を決定した複数年案件で、令和6年度分としてJICAへの交付を決定したものの**について、**案件の進捗状況に応じた執行管理となっているか調査を行う**（調査2）。

【外務省実施】

- 交換公文締結後、**相手国政府の資金管理口座に全額送金し、案件の進捗に応じ当該口座から支払**が行われる。この資金管理口座に残存している資金の中には、案件の進捗が遅れている等の理由により**支出が遅れている資金が含まれる**ことから、それらについて**適切な執行管理がなされているか調査を行う**（調査3）。

【図1】本調査の対象とする案件の概念図

実施主体		調査対象
JICA実施	JICAに残存している資金（支払前資金）	調査1 (1,442億円、332件)
	JICAに交付されず外務省に残存している資金（JICA交付前資金）	調査2 (351億円、117件) (※)
外務省実施	相手国政府の資金管理口座に残存している資金	調査3 (1,279億円、370件)

(※) 令和6年度以前に実施を決定した複数年案件のうち、令和6年度に交付決定された案件に限る。

②調査の視点

1. 支払前資金について

JICAが管理している**支払前資金**について、令和7年度において50億円程度を他の案件に活用する見込だが、その他の支払前資金についても、**他の案件へ活用可能な資金があるのではないか。**

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
JICA

2. JICA交付前資金について

外務省からJICAへの交付が行われていない**JICA交付前資金**について、案件の進捗や支払状況を精査した上での交付決定となっているか。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
外務省：1先
JICA：1先

③調査結果及びその分析

1. 支払前資金について

- **令和6年度末**の支払前資金の残高は**1,442億円**（332件）であった。
- そのうち、以下の①～③の基準を全て満たす場合に他の案件に活用可能と整理した結果、**令和7年度においては約50億円が該当することとなった。**

支払前資金の活用基準（令和7年度）	
①	当面再開の見通しが無い
②	相手国政府等との間で中止の同意を取り付けることが困難である（中止の同意がある場合には、従来から他の案件に活用可能）
③	支払の必要性に係る特段の事情がない

- 上記③については、コンサルタント関連費の精算が終わっていないなど、案件のうち**一部でも支払の必要性がある場合は支払前資金として活用できないものとして整理している。**しかし、たとえば本体事業費とコンサルタント関連費に切り分けるなどの**細分化を行えば、更なる支払前資金の活用余地がある**と考えられる。

2. JICA交付前資金について

- **令和6年度**においてJICAへ**交付を決定したもの**、実際には**資金がJICAへ交付されず外務省に留まった案件は117件（351億円）**であった。
- このうち**17件（103億円）**は、案件の遅れなどの理由により**令和5年度にJICAから相手国に支払がされず資金がJICAにとどまっていた（＝支払前資金）**にもかかわらず、**令和6年度に更にJICAに交付することが決定されたものであった。**さらに、**そのうち4件（38億円）**は、**令和4年度の段階で既に支払前資金としてJICAに残存している状況であった【図2】。**
- これらについては、**令和6年度中に相手国への支払がそもそも見込まれていないにもかかわらず交付決定を行った結果、資金が活用されないまま外務省に留まったと言わざるを得ない。**このため、JICAに対する交付額をどのように決定しているか外務省に確認したところ、**JICAから相手国政府への支払状況についての確認は特段行っておらず、JICAから請求のあった金額を交付決定しているとの回答があった。**
- これらにより明らかになる問題点は以下のとおりである。
 - ・ 外務省及びJICAは**案件ごとの進捗や支払状況を踏まえた適切な執行管理ができていない。**
 - ・ 当該年度内に相手国政府への**支払可能性が低い案件についても、JICAへの交付決定が行われている。**

④今後の改善点・検討の方向性

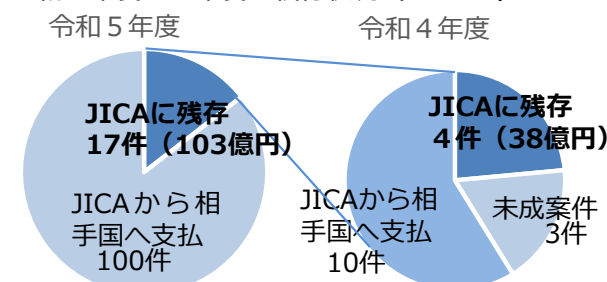
1. 支払前資金について

- JICAは、活用基準①及び②に該当する支払前資金について、③の基準の細分化を行うなどにより、**更なる活用可能な資金が存在しないか精査を行い、支払前資金が過度に滞留することがないよう、資金管理の更なる見直しを徹底すべき。**

2. JICA交付前資金について

- 外務省及びJICAは、複数年にわたって実施される案件について、**案件の進捗状況や支払状況を踏まえた適切な執行管理を徹底すべき。**
- 外務省は、当該年度に相手国への**支払予定が立たない案件については、JICAへの交付決定を見送るなど、相手国への支払時期に応じた交付を行うべき。**

【図2】 JICA交付前資金（令和6年度）案件の、令和5年度・4年度の執行状況（n=117）



※図中の金額は令和6年度予算における交付決定額

②調査の視点

3. 外務省実施分について

外務省実施について、JICAの支払前資金同様に**案件の進捗が滞っているものがないか。**

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
外務省：1先

③調査結果及びその分析

3. 外務省実施分について

○ 相手国政府の資金管理口座にある**資金残高は令和6年度末現在1,279億円（370件）**であり、そのうち交換公文締結から**3年以上経過しても完了に至っていない案件の残高が562億円（205件）**であることが判明した。

○ この205件について、国ごとの案件数を調査したところ、**81か国が該当した（1か国あたり平均2.5件）**。そのうち**11か国（14%）は、こうした案件を5件以上抱えている**ことが判明した【図3】。

○ 加えて、この11か国のうち**10か国**に対しては、5件以上も既存案件が滞留しているにもかかわらず、**令和6年度に新たな案件が開始されている**（総額120億円）ことが判明した。

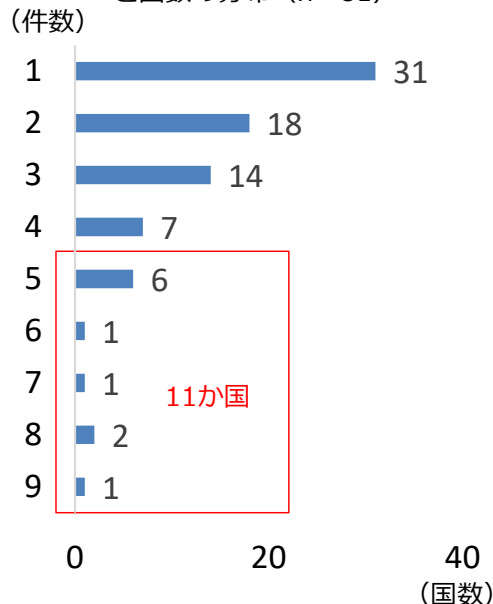
○ これらにより明らかになる問題点は以下のとおり。

- ・外務省は、こうした実態に対する対応が不十分であり、**外務省実施の執行管理が適切にされていない**。また、支払前資金の状況は対外的に明らかになっている一方、**外務省実施の残存資金の全体像については、対外的に説明されたことがない**。

- ・これらの資金は**日本の顔が見える二国間ODAとして予算措置されたものであるが、案件が完了せず相手国に資金が渡っただけでは、支援の目的が達成されているとは言えない**。さらに、こうした既存資金が残存している中で、新規案件を追加することで、残存資金が一層積み上がる蓋然性が高くなっている。

- ・外務省実施の資金は、相手国政府の資金管理口座に一度振り込まれると、その返還には相手国政府の同意が必要であり、現実には困難という問題がある。そのため、外務省実施は機動的に進められる案件に絞り、そうでない案件はJICA実施にするなど、JICA実施と外務省実施の役割について改めて整理する必要がある。

【図3】 3年経過してもなお完了していない案件（令和6年度末）の数と国数の分布（n=81）



④今後の改善点・検討の方向性

3. 外務省実施分について

○ 外務省は、外務省実施案件の**進捗管理を適切に行うよう見直すべき**。また、支払前資金と同様に、**毎年度の未支出残高の状況についてHP等を通じて公表すべき**。

○ 外務省は、**日本の顔が見える二国間ODAの意義を最大限達成するため、未完了の案件が多い国について、**
 ・既存案件の完了に注力する
 ・新規案件の採択について、既存案件の完了見込みを立てた上で採択する
 ・資金を全額払いではなく案件の進捗に応じた交付にしたり、JICA実施による案件を増やす
 など、**資金残高が過度に滞留しない仕組みとなるよう、資金管理方法の見直しを行うべき**。